

不正に対応した 監査の基準の考え方 (案)

金融庁企業会計審議会監査部会では、オリンパス事件等を受け、監査基準改正に着手し、「不正に対応した監査の基準の考え方(案)」(以下、「不正対応案」という。)を公表しました。これに対し、日本公認会計士協会は意見書を発表しています。

「不正対応案」は、(1)基準の概要(前文)、(2)職業的懐疑心の強化、(3)不正リスクに対応した監査の実施、(4)不正リスクに対応した監査事務所の品質管理、付録1 不正リスク要因の例示、付録2 不正による重要な虚偽表示の端緒を示す状況の例示から成り立っています。

(1) 基準の概要

今回の改訂では、現在の重要な虚偽表示のリスクの暫定的評価に加えて不正リスク要因の検討や不正リスクを把握するための手続並びに不正リスクに対応した監査手続を強化したとしています。不正の端緒を示す状況を把握した場合、明らかに重要な虚偽の表示に結びつかないと認められるものを除き、「不正の端緒」として扱い、不正対応に特化した監査の実施が求められています。

(2) 職業的懐疑心の強化

監査人は、不正リスクを評価する場合には、経営者の主張を批判的に検討するなど、職業的懐疑心を発揮しなければならないとし、不正の端緒を示す状況を識別した場合等には、より強い職業的懐疑心を発揮して、それらに対応する監査手続を実施しなければならないとしています。

(3) 不正リスクに対応した監査の実施

ここでは、19項目が定められています。この中で不正リスクが識別された監査要点に関し、抜打の監査手続の実施、往査先や監査実施時期の変更等、企業が想定しない要素を監査計画に組込むことを検討しなければならないとしています。また、不正リスクに関連する確認において、回答がなかったり不十分な場合は再送を行い、安易に代替手続に移行してはならず、代替手続を実施する場合にも、企業及び子会社等が作成した情報のみに依拠できないとしています。なお、確認先に通謀疑いがある場合の送付先企業を担当する監査人への確認の実施のあり方については別途検討となっています。不正の端緒については、付録2で、「不正等に関する情報」「留意すべき非経常取引等」「証拠の変造の可能性を示唆する状況」「会計上不適切な調整が行われた可能性を示唆する状況」等、7項目についてそれぞれ数個の例示が示されており、少なくともこれらの状況については、不正による重要な虚偽表示の端緒を示す状況として扱わなくてはならないとされています。

(4) 不正リスクに対応した監査事務所の品質管理

この項目では、監査契約の締結から監査意見審査にいたるまでや監査事務所間の引継における不正に対応した方針及び手続の整備とモニタリングの実施を規定しています。特に【監査人間の連携体制の整備】では、監査事務所は、不正リスクに関する監査事務所における協議及び情報共有方法等の連携体制について整備しなければならない((被監査)企業の取引先の監査人との連携のあり方については別途検討)としています。

「不正対応案」に対し、日本公認会計士協会は意見書を公表し、不正の端緒となるか否かを判断する際、明らかに重要な虚偽の表示に結びつかないと結論づけるに足る十分かつ適切な監査証拠がない限り「不正の端緒」とみなすことは、監査手続の増加に繋がるとしています。また、取引先の監査人との連携については、財務諸表監査の枠組みを超える可能性が高いと反論しています。

1.粉飾の手口**①資産水増し**

資産の水増し粉飾には、資産を水増しすることによって架空利益を創造する粉飾と、資産が不良化していて含み損があるにもかかわらず損失計上を行わないことにより資産を水増しする粉飾があります。

利益水増しの粉飾は、資産の水増しか負債の隠蔽のどちらか又は両方を伴いますが、これまでの粉飾では資産の水増し事例が最も多く見受けられました。売上債権等の売上の相手科目を対象とした資産の水増し(売上債権だけでなく、固定資産を水増しする場合もあり得る)は、回転期間分析等により発見される可能性があります。負債の隠蔽はその発見がより困難となります。

②循環取引による粉飾

平成23年9月15日に日本公認会計士協会会長より「循環取引等不適切な会計処理への監査上の対応等について」が公表されています。その中で、開示書類の虚偽記載に対する課徴金の勧告事例として循環取引による不適切な会計処理が多く見受けられます。

情報サービス企業や卸売企業等で循環取引がよく粉飾に利用されるのは、通常の売買取引を装って形式的に契約書や証憑書類等を具備すれば、公認会計士の外部監査等を誤魔化せる可能性があるからです。

循環取引で売買代金の決済まで行われると、売上高の増加に伴い、売上債権、仕入債務も規則的に増加することにより、回転期間分析等により粉飾を発見することが極めて困難となります。

③利益先食い

利益先食いの粉飾は、期末に翌期の売上の先行計上を伴いますが、売上の架空計上ではなくカットオフエラー(期間帰属の誤り)であるため比較的容易に実行することができ、粉飾が露見した場合も故意ではなく過失を主張できるという特徴があります。

売上先行計上の事例は、ここ数年間で増加してきたような印象がありますが、公認会計士の外部監査の厳格化に伴い露見されてきた粉飾であり、過去においてもよく行われてきた定番の粉飾ではないでしょうか。

日常の処理や月次の処理では、このようなカットオフエラーも許容されますが、四半期決算や年度決算では翌月分の売上を拝借することは許されません。利益の先食いによって、計算上の利益だけが増え、資金不足により倒産する企業もあります。ただし、卸売業界等特有の取引慣行である在庫売上は、外形的に販売が実現したかどうか識別しにくい取引ですが、①得意先の依頼によるものであり、②売上対価が入金されるかぎり一概に売上の先行計上と判断されないことがあります。

④繰延税金資産水増し

税効果会計適用後の粉飾として、その回収可能性の判断を甘くすることにより、繰延税金資産を水増しする事例がありますが、その数は比較的多いのではないのでしょうか。

有価証券報告書の外部利用者には、繰延税金資産の回収可能性の判断によりその計上額の妥当性を検討することは情報不足により通常は困難です。

⑤連結逃れ

子会社の連結逃れをし、その子会社に損失を隠蔽する事例は昔から後を絶ちません。ライブドアのように投資事業組合や匿名組合等の連結逃れをしていたケースは、上場企業でもよく見受けられます。

IFRS (棚卸資産)

IAS第2号「棚卸資産」の規定から、棚卸資産の取得価額、評価・測定方法について解説します。

IFRSでは棚卸資産の取得価額を以下の通り定義しています。

購入した棚卸資産 = 購入価格 + 付随費用 (輸入関税、運賃等) + 値引・値増 + 借入費用
製造した棚卸資産 = 直接材料費、労務費等 + 製造間接費 (配賦された固定費) +
その他生産のための費用 + 借入費用

IFRSでは、販売可能な状態にするまでに相当な期間を要する棚卸資産については、借入費用の取得原価算入が必須となります。但し、繰返し生産を行っている場合は、この限りではありません。

相当期間について詳細な明示はありませんが、1年位が一つの目安になりそうです。個別受注生産型の製造業では、この借入費用算入に該当する可能性があると思われますので、注意が必要です。

なお、借入費用はIAS23号「借入費用」の規定に準じて処理します。

IFRSでは、棚卸資産の評価方法と測定方法を以下の通り定義しています。

【棚卸資産の評価方法】

- ・個別法
- ・先入先出法
- ・加重平均法

【棚卸資産の測定方法】

- ・実際原価法
- ・標準原価法
- ・売価還元法

◇棚卸資産の評価方法について

まずIFRSでは、後入先出法を認めていません。もともと、日本基準においてもコンバージェンスの一環で既に後入先出法は廃止されていますので、この点で日本基準との差異はありません。

またここでいう加重平均法とは、日本基準で言う平均原価法とほぼ同義と解釈できます。従って、日本基準で言う総平均法、移動平均法双方ともIFRSにおいても適用が可能です。

◇棚卸資産の測定方法について

まずIFRSでは、最終仕入原価法が規定されておりませんので、測定方法として適用できません。現状測定方法として最終仕入原価法を適用している企業は、在庫システムの見直しが必要となります。

最終仕入原価法は、最後に仕入れた原価が期中原価よりも高額である場合、棚卸資産が水増しされることになり、その結果利益も膨らむこととなります。IFRSはこのような恣意的に操作がし易い会計処理を嫌う傾向にあります。

標準原価法については、実際原価と近似であることがIFRSに規定されています。現行の日本基準でも建前としては同様なのですが、IFRS適用時に監査法人との交渉の過程で、標準原価の妥当性について議論が過熱する可能性があります。現行標準原価制度を導入している企業は、IFRS適用までに原価差額を縮小するための施策を少し意識した方がよいかもしれません。

売価還元法についてはIFRSでも適用が認められているものの、これも「適用結果が実際原価と近似であること」「他の原価測定方法が実務上不可能な場合、小売業で適用されることが多い」とわざわざ書かれています。従って、現状売価還元法を測定方法として利用しており、かつ小売業でない場合については、採用の可否について議論が過熱することが想定されます。精度の観点から検証が必要となる可能性があるため、注意が必要です。

IT統制

IT統制におけるシステム基盤が簡素な場合の留意点についてご説明します。

1. システム基盤が簡素な場合のIT全社統制

会社のシステム基盤が簡素で小規模なものしかない場合、例えば取引量等の関係から、業務システムにおいては表計算ソフトや簡易データベースなどを利用されている場合や、また会計システムに関しても簡易な会計パッケージを利用されているケースなどが考えられます。

このような場合でも、ITの全社統制には、IT戦略やIT管理方針を整えることなどITの利用度を意思決定することを含みますので、基本的には省略はできません。

またITの利用度が低いこと自体が全社統制に不備があるとみなされるケースが考えられます。たとえば、滞留債権管理などに関して手作業で行われ、なおかつ処理の誤りが発生している場合、ITを利用して管理すれば有効かつ効率的に行えるにもかかわらず利用していない場合には、ITを効果的に利用していないことになります。

2. IT全般統制(ITGC)

ITの利用度が相対的に低い場合には、業務プロセスにおけるIT業務処理統制をキーコントロールとして識別していない場合が考えられます。その場合に、IT全般統制を検証することが必要なのか問題となりますが、システムからの出力帳票を使用した統制行為に依拠している場合には、間接的にシステム処理に依存しているため、やはりIT全般統制の評価が必要です。

①-簡易なパッケージソフトに関するIT全般統制

簡易なパッケージソフトをそのまま利用している場合で自社独自のカスタマイズをしていなければ開発・変更管理に関するリスクは低いいため、省略されることになります。

②-外部委託している場合の留意点

小規模なIT基盤の場合にはあまりないことかもしれませんが、パッケージのカスタマイズを外部に委託している場合は、開発業務を外部委託していることになりますので、場合によっては「監査基準18号」や「SAS70」といった委託先の内部統制に関する監査報告書の入手等を考慮しなければなりません。このような場合でも、完全に外部任せにせず、開発メンバーに会社の担当者に参加させたり、システムテストを独自に実施するか、テスト結果を入手して吟味するなど、システム開発に関与できていれば、上記の報告書が不要な場合も考えられます。委託先が監査報告書を用意することができない場合(IT委員会研究報告第31号Q31)もありますので、外部に丸投げしてしまつては監査のコストが高くつくかもしれず、望ましくないと思います。

3. IT業務処理統制(ITAC)

複数のシステム間でデータを自動仕訳している場合には、自動仕訳をIT業務処理統制として識別できる場合がありますが、自動仕訳のロジックの正しさを検証する必要があります。またシステム帳票を手作業統制行為に利用している場合、その帳票の信頼性を検証する必要があります。ただパッケージソフトの場合は仕様書やプログラムが公開されていない場合がありますので、これらをどのように検証するかが問題となります。仕様書・設計書やプログラムのソースコードが非公開の場合、ロジックがどのように機能しているかは、データが実際にどのように処理されているかどうかで判断していく必要があります。例えば自動仕訳に関しては対象データの明細を集計額と自動仕訳合計額が一致しているかどうかを検証すればよいですが、問題となるのは実際の自動仕訳を一度テストしただけではその自動仕訳が正しいかどうか検証したことにならないということです。正しく機能していることを確かめるためには統計的に判断できる件数のテストが必要になります(件数以外にも、様々なテストケースを想定する必要があります)。この場合には担当者による自動仕訳の検算が手作業統制にあれば、こちらを評価したほうが早いかもしれません。どちらを評価すべきかは別途検討すべき課題です。